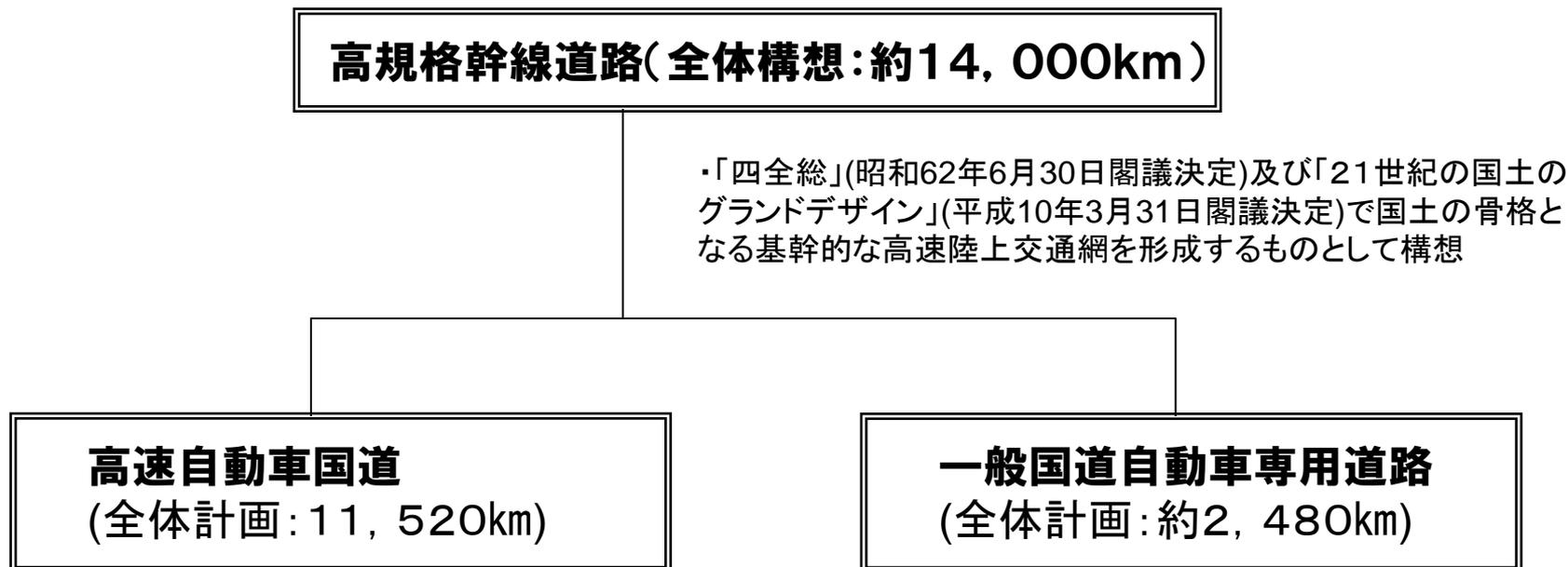


# 高規格幹線道路の体系、位置づけ

## 【体系】



## 【位置づけ】

全国的な自動車交通網を構成する高規格幹線道路網については、高速交通サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とし、地方中枢・中核都市、地域の発展の核となる地方都市及びその周辺地域等からおおむね1時間程度で利用が可能となるよう、およそ1万4千キロメートルで形成する。

第四次全国総合開発計画(昭和62年6月30日閣議決定)

# 高規格幹線道路の機能

高規格幹線道路は、以下の6つの機能を有する路線で構成されている。

**① 地方の中心都市を効率的に連絡**

地域の発展の拠点となる地方の中心都市を効率的に連絡し、地域相互の交流の円滑化に資するもの

**② 大都市圏の近郊地域を環状に連絡**

大都市圏において、近郊地域を環状に連絡し、都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に資するもの

**③ 重要な空港・港湾と高規格幹線道路の連絡**

重要な空港・港湾と高規格幹線道路を連絡し、自動車交通網と空路・海路の有機的結合に資するもの

**④ 高速交通サービスのナショナルミニマムの確保**

全国の都市、農村地区からおおむね1時間以内で到着し得るネットワークを形成するために必要なもので、全国にわたる高速交通サービスの均てんに資するもの

**⑤ 災害発生等に対する高速交通システムの信頼性の向上**

既定の国土開発幹線自動車道等の重要区間における代替ルートを形成するために必要なもので、災害の発生等に対し、高速交通システムの信頼性向上に資するもの

**⑥ 既存の高規格幹線道路の混雑の著しい区間の解消**

既定の国土開発幹線自動車道等の混雑の著しい区間を解消するために必要なもので、高速交通サービスの改善に資するもの

※ 昭和62年道路審議会答申「高規格幹線道路の路線要件」